

米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書

昨年12月24日、嘉手納基地所属の米空軍兵が沖縄本島中部の公園で16歳未満の少女を連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、3月27日付で起訴されていたことが報道された。

今回の事件は、1995年の「米兵による少女暴行事件」や2016年の「米軍人による女性会社員暴行殺人事件」を想起させ、この米兵による蛮行は県民に強い衝撃と憤りを禁じ得ない。

復帰後の米軍人、軍属の刑法犯による摘発者は後を絶たず、殺人や強姦、不同意性交などの凶悪犯の摘発は759人に上る。更に政府においては、事件の発生を把握しながらも3カ月間、沖縄県に伝えておらず、著しく不信を招くものである。

本町議会は、米軍による事件・事故の発生のたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正や再発防止策などの実効性は全く見られない。

よって、本町議会は、沖縄県民の人権と生命、財産を守る立場から、米兵による許しがたい誘拐暴行事件に対し、最大限の抗議を表明し、下記のとおり強く要求する。

記

1. 被害者とその家族に対して謝罪し、完全な補償を行うこと。
2. 事件の徹底究明と捜査へ全面協力すること。
3. 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
4. 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月28日

しまじりぐん は え ぼるちよう
沖縄県島尻郡南風原町議会

【提出先】

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局、外務省特命全権大使（沖縄担当）